

燃料電池ごみ収集車の開発及び試験運用に向けた協同事業に関する基本協定書

東京都（以下「甲」という。）、港区（以下「乙」という。）及び学校法人早稲田大学（以下「丙」という。）は、燃料電池ごみ収集車の開発及び当該開発車両の都内ごみ収集ルートにおける試験運用等（以下「本事業」という。）に向け、互いに協力することについて、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、水素社会実現に向けて、甲、乙及び丙が協同して燃料電池ごみ収集車を開発し、試験的に運用することについて、相互に協力し、緊密な連携を図るため、必要な基本事項を定めることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、それぞれの所掌事務の範囲において協力し、連携するものとする。

- （1）燃料電池ごみ収集車の開発（令和2年度）
- （2）港区内ごみ収集ルートにおける試験運用（令和3年度）
- （3）走行データ等の取りまとめ及び評価（令和3年度）
- （4）その他本協定の目的を達成するために甲、乙及び丙が必要と認める事項
（費用負担及び役割分担）

第3条 本事業の実施に係る各年度の費用負担及び役割分担等の必要な事項は、別途定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙又は丙から解約の申出があり、甲、乙及び丙が合意したときは、本協定は効力を失うものとする。

（疑義の決定等）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、法令等に従うほか、甲、乙及び丙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上を証するため、本協定を3通作成し、甲、乙及び丙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年6月25日

甲 東京都
東京都知事 小池百合子

乙 港区
港区長 武井雅昭

丙 学校法人早稲田大学
理事長 田中愛治